

東京都商店街振興組合連合会ほか 5 団体

第 1 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

東京都商店街振興組合連合会（以下「連合会」という。）及び六本木商店街振興組合ほか 4 団体は、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に基づき設立された法人であり、連合会は、商店街の振興発展を推進し、もって中小小売業者の経営の安定に寄与すること、また、六本木商店街振興組合ほか 4 団体は、中心市街地の活性化、商店街及び商業集積の振興に寄与することを目的としている。

連合会及び振興組合の主な事業は、次のとおりである。

(連合会)

- ア 商店街振興組合等の設立・運営に関する指導
- イ 商店街活性化のための各種研修及び調査事業

(振興組合)

- ア 組合員のためにする販売等に関する共同事業
- イ 街路灯、アーケード、カラー舗装等組合員及び一般公衆の利便を図るための共同施設の設置及び維持管理

(2) 都との関係

都は、各団体が行う表 1 の事業に対し補助金を交付しており、その団体別交付額は、表 2 のとおりとなっている。

(表 1) 補助事業

補助事業名 (交付要綱名)	補助目的	補助率等	補助対象団体
東京都商店街振興組合連合会指導事業 (東京都商店街振興組合連合会指導事業費補助金交付要綱)	商店街の振興発展を推進し、もって中小小売業者の経営の安定に寄与	10/10以内 (国 1/2、都 1/2) 予算の範囲内	連合会
東京都中心市街地等商店街・商業集積活性化事業 (東京都中心市街地等商店街・商業集積活性化事業費補助金交付要綱)	中心市街地の活性化、商店街及び商業集積の振興に寄与	1/2 以内 (国 1/4、都 1/4) 補助限度額 3 億円	六本木商店街振興組合ほか 4 団体

(表2) 団体別補助金交付額実績

(単位:千円)

団 体 名	実 績	平成12年度	平成13年度
東京都商店街振興組合連合会	補助対象事業費	19,066	29,020
	補 助 金	19,066	29,020
六本木商店街振興組合	補助対象事業費	14,517	25,875
	補 助 金	7,257	12,936
家政銀座商店街振興組合	補助対象事業費	108,340	71,852
	補 助 金	54,170	35,925
赤坂一ツ木通り商店街振興組合	補助対象事業費	—	39,750
	補 助 金	—	19,875
大井サンピア商店街振興組合	補助対象事業費	—	95,000
	補 助 金	—	47,499
森下商店街振興組合	補助対象事業費	—	148,820
	補 助 金	—	74,409
計	補助対象事業費	141,924	410,317
	補 助 金	80,493	219,664

2 組 織

監査対象団体の組織は、表3のとおりである。

(表3) 団体別の所在地、会員数及び役職員等一覧

(平成14.3.31現在)

団 体 名 (設立年月)	組 合 の 所 在 地	組 合 員 数	役 職 員 数 (人)					
			理 事 長	副理事長	理 事 (専務理事)	監 事	顧問他	職 員
東京都商店街振興組合連合会 (昭和43年 4月)	中央区銀座2-10-18	422	1	5	20 (1)	3	—	9
六本木商店街振興組合 (平成 7年11月)	港区六本木3-14-10	220	1	5	15	3	6	2
家政銀座商店街振興組合 (昭和38年 7月)	中野区若宮3-17-3	146	1	5	23	2	1	1
赤坂一ツ木通り商店街振興組合 (昭和46年 9月)	港区赤坂4-3-4	105	1	1	20	2	2	2
大井サンピア商店街振興組合 (昭和36年12月)	品川区大井1-14-8	68	1	2	5 (1)	2	1	1
森下商店街振興組合 (昭和38年 8月)	江東区森下2-1-3	103	1	2	20	2	2	1

第2 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成12年度及び平成13年度の補助事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 産業労働局 平成14年4月19日及び同年5月2日

(2) 団 体

東京都商店街振興組合連合会	平成14年 4月22日
六本木商店街振興組合	平成14年 4月23日
家政銀座商店街振興組合	平成14年 4月24日
赤坂一ツ木通り商店街振興組合	平成14年 4月25日
大井サンピア商店街振興組合	平成14年 4月30日
森下商店街振興組合	平成14年 5月 1日

第3 監査の結果

1 事業実績について

各団体の平成12年度及び平成13年度における補助事業の主な実績は、表4のとおりであり、補助目的に沿って適正に執行されている。

(表4) 団体別の主な補助事業実績

団 体 名	年 度	事 業 実 績
東京都商店街振興組合連合会	平成12	指導事業、情報提供事業、タウンマネージャー養成研修派遣事業等
	平成13	指導事業、情報提供事業、タウンマネージャー養成研修派遣事業等
六本木商店街振興組合	平成12	街路灯(19基) シンボル街路灯(3基) 設置
	平成13	街路灯(43基) シンボル街路灯(3基) 設置
家政銀座商店街振興組合	平成12	カラー舗装(2,194m) アーチ(4基)、街路灯(37基)新設
	平成13	カラー舗装(1,600m)、アーチ(4基)、街路灯(30基)新設
赤坂一ツ木通り商店街振興組合	平成13	カラー舗装(600m) アーチ(1基)、モニュメント型装飾燈(1基)新設
大井サンピア商店街振興組合	平成13	カラー舗装(905m) 街路灯(19基)新設等
森下商店街振興組合	平成13	カラー舗装(577m) 街路灯(32基)、モニュメント型装飾燈(8基)、バスシェルダー(2基)新設等

町田市ほか8市

第1 監査対象の概要

都は、特別区及び市町村に対して、その実施する事務事業の推進に資するため、毎年度、補助金、交付金及び貸付金（以下「補助金等」という。）を交付している。

この補助金等は、国が都を通じて交付するもの、都が法律等により義務付けられて交付するもの、都が任意に単独又は国の補助金に上乗せして交付しているもの等、各種の交付形態がある。

今回監査を実施した町田市ほか8市に対する平成11年度及び平成12年度の交付額は、表1のとおりとなっている。

(表1) 市別都補助金等の交付内訳

(単位：千円)

年 度	区 分	都補助金等	内 訳		
			補助金	交付金	貸付金
平 成 11 年 度	八王子市	16,580,312	10,771,081	3,103,231	2,706,000
	青梅市	4,994,794	3,629,634	1,163,160	202,000
	昭島市	3,199,958	1,970,072	999,886	230,000
	町田市	10,769,194	6,169,422	2,353,772	2,246,000
	小平市	3,900,097	2,233,866	1,381,231	285,000
	国立市	1,981,256	1,096,219	763,037	122,000
	清瀬市	1,967,665	1,179,683	753,982	34,000
	多摩市	5,406,517	3,423,947	1,182,519	800,051
	あきる野市	2,614,451	1,210,754	1,225,697	178,000
	計	51,414,244	31,684,678	12,926,515	6,803,051
平 成 12 年 度	八王子市	16,677,148	11,355,682	3,147,466	2,174,000
	青梅市	4,369,593	2,997,788	1,178,805	193,000
	昭島市	3,516,225	2,138,212	1,101,013	277,000
	町田市	9,266,731	6,455,110	2,476,621	335,000
	小平市	4,288,292	2,396,287	1,433,005	459,000
	国立市	1,988,452	1,092,100	808,352	88,000
	清瀬市	1,805,828	1,073,846	728,982	3,000
	多摩市	5,584,726	3,469,987	1,214,739	900,000
	あきる野市	2,619,120	1,278,049	1,195,056	146,015
	計	50,116,115	32,257,061	13,284,039	4,575,015

(注) 金額は、監査事務局調べによる。

第2 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成11年度及び平成12年度の補助事業等について実施した。

2 実地監査期間

(1) 局関係

総務局、都市計画局、生活文化局、 環境局、福祉局、健康局、産業労働局 住宅局、建設局、教育庁	平成14年4月16日、18日 及び同年5月13日、14日
--	---------------------------------

(2) 市関係

八王子市、昭島市、清瀬市	平成14年4月19日、22日及び23日
町田市、小平市、多摩市	平成14年4月24日、25日及び26日
青梅市、国立市、あきる野市	平成14年5月8日、9日及び10日

(注) 八王子市、昭島市及び町田市については、道路築造工事等に対し技術面からの監査を実施した。

第3 監査の結果

1 事業実績について

(1) 補助事業等について

監査の対象とした平成11年度及び平成12年度の補助事業等の主な実績は、表2及び表3のとおりであり、別項指摘事項を除き、事業は補助等の目的に沿って適正に執行されている。

(表2) 都費補助金等の主要な事業実績(監査の対象とした9市の計)

(単位:千円)

内 訳	所管局	事 業 名	平成11年度	平成12年度
補 助 金	都市計画局	市町村都市計画事業	454,926	373,842
	生活文化局	幼稚園園児保護者負担軽減補助	916,679	938,220
	福祉局	高齢者ホームヘルプサービス事業	646,132	-
		高齢者在宅サービスセンター事業	783,214	-
		保育所運営費補助	5,928,206	6,058,201
		学童クラブ事業費補助	401,776	418,246
		児童育成手当	3,099,036	3,218,468
		全身性障害者介護人派遣事業	360,907	341,220
		知的障害者生活寮運営補助	52,635	49,986
		心身障害者(児)通所訓練事業	1,204,123	1,297,913
		福祉のまちづくり区市町村モデル地区整備事業	487,400	-
		健康局	市町村母子保健移管事業	263,184
	休日急病診療事業		116,239	116,239
	乳幼児歯科相談補助		42,633	44,319
	産業労働局	元気を出せ商店街事業	85,680	64,474
	住宅局	公営住宅整備事業補助	253,224	351,332
		公営住宅家賃対策補助	67,451	18,805
建設局	市町村土木補助	571,070	592,025	
教育庁	東京都文化財保存事業	66,813	117,972	
交 付 金	総務局	市町村振興交付金	3,070,900	3,104,200
	環境局	公害防止条例市委任事務交付金	331,350	319,179
	福祉局	老人医療事務取扱手数料等事務費交付金	733,835	556,545
	産業労働局	農業委員会交付金	32,560	30,546
貸付金	総務局	区市町村振興基金	6,105,000	4,575,000

(注) 1 福祉局の高齢者ホームヘルプサービス事業及び高齢者在宅サービスセンター事業は、平成12年度からの介護保険制度の導入に伴い、当該事業名による補助は廃止された。

2 福祉のまちづくり区市町村モデル地区整備事業は、平成11年度末をもって事業終了した。

(表3) 主な道路築造等工事内容

(単位：千円)

市町村名	工 事 件 名	工 事 期 間	契 約 金 額	都 補 助 事
八王子市	八王子駅北口横断歩道橋建設工事	平成10.6.23 ~ 平成12.1.31	1,260,000	福祉のまちづくり 区市町村モデル地 区整備事業
		平成11.8.26 ~ 平成12.3.27		
昭島市	市道西725号(五日市線 廃線敷)整備工事	平成11.9.2 ~ 平成12.3.27	77,260	市町村土木補助
		平成11.8.2 ~ 平成12.3.29		
町田市	都市計画道路3・4・4号線(金森・住市総) 道路築造工事(その2)	平成11.3.8 ~ 平成12.3.3	68,096	市町村都市計画 事業等
		平成12.7.21 ~ 平成13.3.16		

2 指 摘 事 項

(1) 補助金の返還を求めべきもの

福祉局は、市町村が実施する学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)に対して、その経費の一部を補助することとしている(学童クラブ事業運営費補助要綱。以下「要綱」という。)

要綱によると、補助金額の算定は、登録児童数等に基づく基本分(施設規模)と加算分(登録児童加算・障害児加算・民設クラブ加算)の合算額によって行うこととされており、登録児童数については、平成11年度は、平成11年4月1日現在の登録数を基準としていたものを、平成12年度からは、各月初日の登録児童数の年平均(以下「年平均登録児童数」という。)を基準にすることに変更している。

ところで、町田市は、27クラブで事業を実施しているが、平成13年5月28日に提出された平成12年度の補助金実績報告書を見たところ、いずれのクラブにおいても、補助金額の算定を、年平均登録児童数を基準とせず、前年度と同様に平成12年4月1日現在の登録児童数を基準として行っていることが認められた。

しかしながら、年平均登録児童数が年度当初の児童数を下回るクラブがあることから、平成12年度の補助金額を再算定すると、結果として、表4のとおり、67万1,000円が過大な交付となっている。

市は、補助金の算定を要綱に沿って適正に行われたい。

また、局は、早急に、過大となっている補助金額の返還を求められたい。

(町 田 市)

(福 祉 局)

(表4) 学童クラブ事業運営費補助金の交付状況等

(単 位 : 円)

区分	基 本 分		加算分(登録児童等)		e (b + d)
	基 準 額 a	補 助 額 b (a×2/3)	基 準 額 c	補 助 額 d (c×1/2)	
誤	58,860,000	39,240,000	60,770,900	30,385,000	69,625,000
正	57,882,000	38,588,000	60,733,000	30,366,000	68,954,000
過 大 交 付 額					671,000

学校法人100団体

第1 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

学校法人は、私立学校法(昭和24年法律第270号)の定めるところにより設立された法人(私立学校法第3条に規定する学校法人及び第64条第4項に規定する法人)で、教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、独自の教育方針をもって特色ある教育を行うことを目的として、私立学校(学校教育法第1条に規定する学校及び第82条の2に規定する専修学校をいう。)を設置運営している。

私立学校経常費補助金交付要綱(以下「経常費補助要綱」という。)及び私立専修学校教育振興費補助金交付要綱(以下「振興費補助要綱」という。)による平成13年度補助事業の交付対象学校法人は、全体で543団体であり、今回監査対象とした100団体の私立学校の設置状況(補助対象のみ)は、表1のとおりである。

(表1) 私立学校等設置一覧(平成13.5.1現在)

学校法人名	設置学校名(補助対象のみ)	
	高等学校、中学校、小学校、幼稚園、専修学校	校数
麻布学園	麻布高等学校ほか1	2
足立学園	足立学園高等学校ほか1	2
大妻学院	大妻高等学校ほか3	4
大森学園	大森工業高等学校	1
開成学園	開成高等学校ほか1	2
川村学園	川村高等学校ほか3	4
錦城学園	錦城高等学校ほか1	2
京華学園	京華高等学校ほか4	5
恵泉女学園	恵泉女学園高等学校ほか1	2
京北学園	京北高等学校ほか3	4
香蘭女学校	香蘭女学校高等学校ほか1	2
国土館	国土館高等学校ほか3	4
五島育英会	東横学園高等学校ほか5	6
駒澤学園	駒沢学園女子高等学校ほか2	3
駒場学園	駒場学園高等学校	1
実践学園	実践学園高等学校ほか1	2
実践女子学園	実践女子学園高等学校ほか1	2
芝浦工業大学	芝浦工業大学高等学校ほか1	2
自由ヶ丘学園	自由ヶ丘学園高等学校	1
自由学園	自由学園高等科ほか3	4
順天学園	順天高等学校ほか1	2
松蔭学園	松蔭高等学校ほか2	3
城西学園	城西大学附属城西高等学校ほか1	2
白梅学園	白梅学園高等学校ほか1	2
菅生学園	東海大学菅生高等学校ほか2	3
駿台学園	駿台学園高等学校ほか2	3

学校法人名	設置学校名 (補助対象のみ)	
	高等学校、中学校、小学校、幼稚園、専修学校	校数
成 蹊 学 園	成蹊高等学校ほか2	3
成 城 学 校	成城高等学校ほか2	3
成 徳 学 園	成徳学園高等学校ほか2	3
青 蘭 学 院	青稜高等学校ほか1	2
世 田 谷 学 園	世田谷学園高等学校ほか1	2
高 輪 学 園	高輪高等学校ほか1	2
玉 川 学 園	玉川学園高等部ほか3	4
田 村 学 園	多摩大学目黒高等学校ほか6	7
中 央 大 学	中央大学附属高等学校ほか2	3
調 布 学 園	調布高等学校ほか2	3
帝 京 大 学	帝京大学高等学校ほか3	4
戸 板 学 園	戸板女子高等学校ほか1	2
東京学園高等学校	東京学園高等学校	1
東京純心女子学園	東京純心女子高等学校ほか1	2
東京成徳学園	東京成徳大学高等学校ほか2	3
桐 朋 学 園	桐朋女子高等学校ほか6	7
豊島岡女子学園	豊島岡女子学園高等学校ほか1	2
獨 協 学 園	獨協高等学校ほか1	2
中 延 学 園	朋優学院高等学校	1
日 本 体 育 会	日体荏原高等学校ほか3	4
日 本 文 華 学 園	文華女子高等学校ほか1	2
文 京 学 園	文京女子大学高等学校ほか2	3
明 星 学 園	明星学園高等学校ほか2	3
三 輪 田 学 園	三輪田学園高等学校ほか1	2
武 蔵 野 学 院	武蔵野高等学校ほか1	2
武 蔵 野 女 子 学 院	武蔵野女子学院高等学校ほか2	3
村 井 学 園	立川女子高等学校ほか1	2
明 治 学 院	明治学院高等学校ほか2	3
明 昭 学 園	岩倉高等学校	1
目 黒 学 院	目黒学院高等学校ほか1	2
守 屋 育 英 学 園	関東第一高等学校	1
守 屋 教 育 学 園	吉祥女子高等学校ほか1	2
八 雲 学 園	八雲学園高等学校ほか1	2
安 田 商 工 教 育 会	安田学園高等学校ほか1	2
矢 野 学 園	八王子実践高等学校ほか2	3
山 崎 学 園	富士見高等学校ほか1	2
立 教 女 学 院	立教女学院高等学校ほか2	3
渡 辺 学 園	東京家政大学附属女子高等学校ほか2	3
相 原 保 善 学 園	相原幼稚園	1
旭 幼 稚 園	旭幼稚園	1
芦 川 学 園	東京多摩幼稚園	1
淡 島 学 園	木内鳩の家幼稚園	1
市 川 学 園	サンライズ幼稚園	1
永 明 学 院	永明院ルンビニ幼稚園	1
大 泉 菁 莪 学 園	ほうや幼稚園	1
大 原 学 園	府中ひばり幼稚園	1
加 藤 育 英 学 園	かんしち幼稚園	1
岸 野 学 園	すもも木幼稚園	1
高 麗 学 園	こうま幼稚園	1

学校法人名	設置学校名 (補助対象のみ)	
	高等学校、中学校、小学校、幼稚園、専修学校	校数
雀村学園	鶉ノ木幼稚園	1
照徳学園	佐藤幼稚園	1
須賀学園	杉の子育英幼稚園	1
須田学園	きよみ幼稚園	1
聖心学園	聖心学園幼稚園ほか 1	2
聖フランシスコ学園	天使幼稚園	1
清麗学園	両国幼稚園	1
洗心学園	洗心幼稚園	1
宝田学園	西新井幼稚園	1
田澤学園	東一の江幼稚園	1
田辺学園	富士見幼稚園	1
調布星美学園	調布星美幼稚園	1
東京内野学園	東京ゆりかご幼稚園	1
東京音楽学院	諏訪幼稚園ほか 1	2
成増すみれ学園	成増すみれ幼稚園	1
野澤学園	東村山むさしの幼稚園	1
野村学園	パール幼稚園	1
みのり幼稚園	みのり幼稚園	1
宮村学園	日野・多摩平幼稚園	1
向台学園	こみね幼稚園	1
大和学園	大和富士幼稚園	1
六郷学園	六郷幼稚園	1
榎本学園	町田家政福祉高等専修学校ほか 1	2
東京総合食品学園	東京製菓学校	1
山野学苑	山野美容専門学校	1

(2) 都との関係

都は、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する児童、生徒及び幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資するため、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）及び東京都私立学校教育助成条例（昭和53年東京都条例第10号）並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）等に基づいて、経常費補助要綱及び振興費補助要綱等を制定し、私立学校の経常的経費を対象とした私立学校経常費補助金、専修学校の運営費を対象とした私立専修学校教育振興費補助金のほか、私立高等学校等特別奨学金等の補助金を平成12年度1,168億6,919万余円、平成13年度1,143億5,319万余円交付している。そのうち、監査対象の100団体に対する交付額は、表2のとおりである。

また、私立学校等における、結核患者の早期発見と患者発生防止を図るため、学校又は施設の長が行う定期的健康診断及び予防接種に要する費用を支払った施設等の設置者に対して結核予防法（昭和26年法律第96号）第56条に基づき、補助金を交付することにより設置者の負担を軽減し、定期健康診断及び予防接種の実施を促進するため私立学校等結核予防費補助金交付要綱を制定し、結核予防費補助金を平成12年度2億727万余円、平成13年度2億9

9 3 万余円交付している。今回の監査対象とした団体のうち、結核予防費補助の交付団体は、平成12年度56団体、平成13年度57団体であり、交付額は、表2のとおりである。

(表2) 私立学校補助金交付状況

(単位：千円)

区分	補 助 名	平成12年度	平成13年度	所 管 局
経 常 費 補 助	私立学校経常費補助金 (高等学校・中学校・小学校・幼稚園が対象)	34,163,009	33,027,806	生 活 文 化 局
	私立盲・ろう・養護学校等経常費補助金	14,004	7,820	
	私立通信制高等学校経常費補助金	1,121	3,405	
	小 計	34,178,134	33,039,031	
経 常 費 以 外 の 補 助	私立専修学校教育振興費補助金	277,533	268,757	
	私立幼稚園障害児教育事業費補助金	1,945	1,564	
	産業・理科教育施設設備整備費補助金	20,315	11,363	
	私立学校情報教育推進補助金	0	159,444	
	東京都私立学校非常通報装置(学校110番)整備事業補助金	0	27,471	
	私立高等学校定時制教育振興費補助金	16,061	15,327	
	私立高等学校等特別奨学金	772,846	753,344	
	私立高等学校等交通遺児等授業料減免事業補助金	3,015	2,194	
小 計	1,091,715	1,239,464		
私立高等学校経常費補助金等計		35,269,849	34,278,495	
結核予防費補助金		45,907	45,900	健 康 局
合 計		35,315,756	34,324,395	

第2 監査の範囲及び実地監査期間

1 監 査 の 範 囲

平成12年度及び平成13年度の補助対象事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 生活文化局及び健康局 平成14年11月20日、同年12月17日及び19日
平成15年1月10日、23日及び24日

(2) 団 体 平成14年11月21日から平成15年1月22日まで
(団体別監査日程は表3のとおり)

(表3) 学校法人別監査日程

監査年月日	学 校 法 人 名				
平成14.11.21	守屋育英学園	大森学園	駒場学園	明昭学園	村井学園
22	東京成徳学園	中延学園	自由ヶ丘学園	白梅学園	
25	高輪学園	足立学園	順天学園	八雲学園	守屋教育学園
26	城西学園	香蘭女学校	戸板学園	豊島岡女子学園	日本文華学園
27	安田商工教育会	実践女子学園	武蔵野学院	開成学園	東京純心女子学園
28	青蘭学院	山崎学園	目黒学院	麻布学園	菅生学園

監査年月日	学 校 法 人 名				
11.29	世田谷学園	実践学園	三輪田学園	中央大学	駒澤学園
12. 2	東京学園高等学校	成城学校	渡辺学園	芝浦工業大学	矢野学園
4	調布学園	成徳学園	松蔭学園	獨協学園	武蔵野女子学院
5	明星学園	立教女学院	錦城学園	文京学園	自由学園
6	国士館	駿台学園	明治学院	京北学園	成蹊学園
9	川村学園	日本体育会	帝京大学	大妻学院	玉川学園
10	五島育英会	京華学園	桐朋学園	田村学園	恵泉女学園
12	淡島学園	成増すみれ学園	田辺学園	大原学園	岸野学園
13	旭幼稚園	須賀学園	みのり幼稚園	向台学園	相原保善学園
平成15.1.14	清麗学園	照徳学園	聖フラソンスコ学園		
16	雀村学園	聖心学園	宝田学園	調布星美学園	宮村学園
17	加藤育英学園	野村学園	田澤学園	市川学園	洗心学園
20	東京総合食品学園	六郷学園	大泉菁莪学園	大和学園	東京内野学園
21	榎本学園	高麗学園	須田学園	野澤学園	永明学院
22	山野学苑	芦川学園	東京音楽学院		

第3 監査の結果

1 補助実績について

今回監査を実施した100団体に対する平成12年度及び平成13年度の補助金総額は、表2のとおり平成12年度353億1,575万余円（結核予防費補助金を含む。）、平成13年度343億2,439万余円（結核予防費補助金を含む。）で、平成13年度の団体別補助金額は別表のとおりとなっている。

以下、私立学校経常費補助金について述べる。

私立学校経常費補助金は、一般補助と特別補助とからなっている。

一般補助は、各学校の基礎数値（学級数、教職員数、在籍生徒及び幼児数等）に補助単価（経常費補助要綱で定めたもの）を乗じて算出した補助標準額に、評価係数（保護者負担、教育条件、財務状況を勘案した数値）を乗じて交付額を決定するものである。

特別補助は、入学支度金制度、授業料減免制度等、各学校に対し独自の目的のために補助を行うもので、表4のとおり、補助項目ごとの算定方法に基づき個別に交付額を決定するものである。

次に、私立専修学校教育振興費補助金について述べる。

私立専修学校教育振興費補助金は、私立学校経常費補助金と同様に一般補助と特別補助とからなっている。

一般補助は、各学校の基礎数値（在籍生徒数）に補助単価（振興費補助要綱で定めたもの）を

乗じて算出した補助標準額に、評価係数（父母負担、教育条件を勘案した数値）を乗じて交付額を決定するものである。

特別補助は、授業料減免制度及び私立学校振興補助であり、表5のとおり、補助項目ごとの算定方法に基づき個別に交付額を決定するものである。

なお、これらの補助金は、東京都学校法人会計基準の処理標準（昭和56年11月2日付56総学二第284号総務局学事部長通知）による支出科目のうち、表6及び表7の経費に充てることになっている（経常費補助要綱第5及び第7並びに振興費補助要綱第4）。

事業は別項指摘事項に関するものを除き、補助目的に沿って適正に執行されている。

（表4）私立学校経常費補助金の特別補助概要（平成12年度及び平成13年度）

補助項目等		算定方法	
高 ・ 中 ・ 小 学 校	入学支度金制度	2万円×貸付人員（高校）	
	授業料減免制度		
	授業料減免制度	（平成12年度）学業成績：前年度減免額×1/3 （平成13年度）"：前年度減免額×1/4 家計状況又は家計急変：前年度減免額×2/3	
	授業料軽減補助	500円×前年度の軽減者数（高校）	
	私立学校振興補助	150円×生徒数（交付年度5.1現在）	
	都内生就学補助	（平成12年度）A+B A：1年生の都内在住生徒数（平成12.5.1現在）×4万円 B：{1年生の生徒数（平成12.5.1現在）に占める都内在住生徒数の割合-過去3年間の5月1日現在の1年生の生徒数に占める都内在住生徒数の割合の平均}×200万円 （平成13年度）4万5千円×都内在住生徒数（平成13.5.1現在） （高校）	
	国際化推進補助		
	外国人留学生受入れ補助	75万円×前年度の受入れ留学生数（高校）	
	外国人教員及び助手の採用	30万円×外国人教員・助手の人数（交付年度5.1現在）（高校・中学）	
	帰国子女等の受入れ	9万円×海外に在留していた児童又は生徒の受入れ人数（交付年度5.1現在）（高校・中学）	
	40人学級編制推進補助	高校60万円（中学20万円、小学10万円）×40人以下の学級数	
	生徒急減対策補助	3万3千円×対前年度生徒減少数の3年平均+2万7千円×定員未充足率の3年平均（高校）	
	平成12年度	魅力ある学習指導の推進	定員内実員数に応じて、30万円から80万円の範囲で交付（高校）
		情報化推進補助	情報機器のレンタル・リース台数に応じて、30万円から300万円の範囲で交付
	平成13年度	きめ細やかな学習指導の推進補助	定員内実員数に応じて、10万円から90万円の範囲で交付

補助項目等		算定方法
幼稚園	地域教育事業補助	幼児教育に関する知識等を無料で地域住民に提供している場合 40万円を交付
	私立学校振興補助	50円×幼児数(交付年度5.1現在)
	授業料減免補助	家計急変：前年度減免額×2/3
	3才児就園促進補助	3千円×3才児数(交付年度5.1現在)
	預かり保育推進補助	
	教育時間終了後	基礎単価(60万円から100万円) +延長時間(預かり時間-2時間)×単価(10万円から30万円)
	教育時間開始前	預かり幼児の人数規模に応じて、15万円から45万円の範囲で交付
夏期休暇中		10万円から30万円の範囲で交付(平成12年度)
		5万円から15万円の範囲で交付(平成13年度)

(表5) 私立専修学校教育振興費補助金の特別補助概要(平成12年度及び平成13年度)

補助項目等	算定方法
授業料減免制度	(平成12年度) 学業成績：前年度減免額×1/3 (平成13年度) " : 前年度減免額×1/4 家計状況又は家計急変：前年度減免額×2/3
私立学校振興補助	50円×生徒数(交付年度5.1現在)

(表6) 私立学校経常費補助金の補助金充当支出科目

大科目	小科目
人件費支出	教員人件費、職員人件費
教育研究経費支出	消耗品費、光熱水費、旅費交通費、車両燃料費、福利費、通信運搬費、印刷製本費、出版物費、修繕費、損害保険料、賃借料(土地及び建物に対するものを除く。)、公租公課、諸会費、会議費、報酬・委託・手数料、生徒活動補助金
管理経費支出	消耗品費、光熱水費、旅費交通費、車両燃料費、福利費、通信運搬費、印刷製本費、出版物費、修繕費
設備関係支出	教育研究用機器備品、その他の機器備品、図書

(表7) 私立専修学校教育振興費補助金の補助金充当支出科目

大科目	小科目
人件費支出	教員人件費、職員人件費
教育研究経費支出	消耗品費、光熱水費、印刷製本費、出版物費、修繕費
設備関係支出	教育研究用機器備品、図書

2 指 摘 事 項

(1) 局 関 係

ア 補助金交付を適切に行うべきもの

私立学校経常費補助の一般補助は、各学校の基礎数値（学級数、教職員数、在籍生徒及び幼児数等）に補助単価を乗じて算出した額に評価係数を乗じて交付額を決定するものである。

このうち教職員については、正規の教員又は職員として雇用されている者で、教員は必要な免許状を有し、週当たり5日以上勤務していること、職員は常時勤務していること等を要件とし、ただし、休職等により平常勤務の際における給与の2割相当額以上の支給を受けていない者は除くものとしている（経常費補助要綱第6-1の(1)の工）。

この認定に当たっては、学校から提出された「私立学校教育助成金調査表」（以下「助成金調査表」という。）によっている。

ところで、その運用について見たところ、助成金調査表の「記入の手引き」で、助成金調査表を構成する「補助・評価対象除外者調査表」の記入方法において、対象除外者を「5月1日現在の給与の支給割合が20%未満の者」としているにもかかわらず、実際の判断は同じく助成金調査表を構成する「本務者に関する調査表」に記入された「5月に支給した金額」によって行っていた。

そのため、補助対象の認定において、表8のとおり、5月1日現在の給与支給割合では補助対象とならないが、5月に支給した金額の支給割合が20%以上であるため補助対象とした事例が認められた。

経常費補助は、各学校の客観的な基礎数値を基に補助金を算定するものであるため、局は、教職員の対象者の認定に当たって、審査が的確に行われるよう、助成金調査表の見直しを行うなど、補助金交付を適切に行われたい。

(生活文化局)

(表 8) 休職等にかかる教職員の認定事例

A	勤 務 実 態	平成11.7.1～平成12.5.4(育児休職・無給) 平成12.5.5 復職
	5/1現在給与	支給割合0%
	5月支給給与	平成12.5.23支給 平常勤務の月の87%相当額
B	勤 務 実 態	平成12.4.18～平成12.5.10(欠勤・無給) 平成12.5.10 退職
	5/1現在給与	支給割合0%
	5月支給給与	平成12.5.10支給 平常勤務の月の50%相当額

(2) 団体関係

ア 人件費の支出を適正に行うべきもの

教職員の人件費については、学校法人の給与規程等に定め、これを支給の根拠とすべきであるが、次のとおり、適正でない事例が認められた。

各学校法人は、人件費の支出を適正に行われたい。

- (ア) 学校法人玉川学園は、平成12年度及び平成13年度において、幼稚部の本務教員に対して、日曜日及び祝日に出勤し、飼育動物に対し飼料を与えた場合の手当(1回につき1,500円)をその他諸手当として支給しているが、支給根拠が給与規程に定められていない(支給額計:平成12年度 17万4,000円、平成13年度 15万7,500円)。
(学校法人玉川学園)

- (イ) 学校法人相原保善学園は、給与規程において、管理職手当の支給を受けている園長には時間外手当及び休日手当を支給しないと定めているにもかかわらず、管理職手当の支給を受けている幼稚園長に対し、平成12年度に時間外手当を支給している(支給額計:5万5,326円)。

(学校法人相原保善学園)

(3) 共通関係

ア 授業料減免補助に係る減免額の算定を適正に行うべきもの

都は、私立高等学校等において、学業成績、家計状況等の理由により授業料を減免する制度を有している場合、学校法人が当該制度についての根拠規定を備えていること並びに、生徒及びその保護者等に対し文書等により周知していることを要件に、私立学校経常費補助の特別補助として授業料減免額の一部(前年度減免額×学業成績の場合1/4・家計状況等の場合2/3)を補助している(経常費補助要綱第6-1の(2)のイの(ア))。

ところで、平成13年度と同補助金の交付状況について見たところ、学校法人菅生学園は、東海大学菅生高等学校において、表9のとおり、前年度(平成12年度)の授業料減免額を誤って69万6,000円多く申請した結果、補助金17万4,000円が過大に交付されている。

学校法人は、授業料減免補助に係る前年度の授業料減免額の算定を適正に行われたい。

また、局は、同補助金の審査を適切に行うとともに、過大に交付した補助金の返還を求められたい。

(学校法人菅生学園)

(生活文化局)

(表9) 授業料減免補助の算定

	減免額 (A)	補助金額 (B)=(A) × 1/4
誤	21,054,000円	5,263,500円
正	20,358,000円	5,089,500円
差	696,000円	174,000円

イ 都内生就学補助に係る都内在住生徒数の算定を適正に行うべきもの

都は、学校に届けられている保護者の住所が都内にある生徒の私立高等学校への就学促進を図るため、私立学校経常費補助の特別補助として都内生就学補助を実施している。この補助金額は、平成12年度については表10による 及び を合算した額で算定し、また、平成13年度については の額で算定することとしている（経常費補助要綱第6-1の(2)の工）。

ところで、同補助金の交付状況について見たところ、表11のとおり、各学校法人が保護者の住所が都外にある生徒を加えてそれぞれ申請した結果、補助金合計83万5,000円が過大に交付されている。

各学校法人は、都内生就学補助に係る都内在住生徒数の算定を適正に行われたい。

また、局は、同補助金の審査を適切に行うとともに、過大に交付した補助金の返還を求められたい。

- (学校法人田村学園)
- (学校法人東京学園高等学校)
- (学校法人安田商工教育会)
- (学校法人京北学園)
- (学校法人国土館)
- (学校法人豊島岡女子学園)
- (学校法人中延学園)
- (学校法人明星学園)
- (学校法人明治学院)
- (生活文化局)

(表10) 補助額算定式

平成12年度 (+)	$1\text{年生の都内在住生徒数(当該年度の5月1日現在)} \times 4\text{万円}$ <hr/> $\{1\text{年生の生徒数(当該年度の5月1日現在)に占める都内在住生徒数の割合} - \text{過去3年間の5月1日現在の1年生の生徒数に占める都内在住生徒数の割合の平均}\} \times 200\text{万円}$
平成13年度	$1\text{年生の都内在住生徒数(当該年度の5月1日現在)} \times 4\text{万}5,000\text{円}$

(表11) 平成12年度及び平成13年度の1年生における都内在住生徒数等

年 度	法人名	学 校 名	区 分	誤	正	過大補助金等	
平成12年度	田村学園	多摩大学目黒 高等学校	生徒数(人)	164	163	1	
			補助金額(円)	6,560,000	6,520,000	40,000	
	東京学園高 等学校	東京学園高等 学校	生徒数(人)	244	243	1	
			補助金額(円)	9,760,000	9,720,000	40,000	
	安田商工教 育会	安田学園高等 学校	生徒数(人)	294	293	1	
			補助金額(円)	13,760,000	13,320,000	440,000	
平成13年度	京北学園	京北高等学校	生徒数(人)	137	136	1	
			補助金額(円)	6,165,000	6,120,000	45,000	
	国土館	国土館高等学 校(定時制)	生徒数(人)	17	16	1	
			補助金額(円)	765,000	720,000	45,000	
	東京学園高 等学校	東京学園高等 学校	生徒数(人)	199	198	1	
			補助金額(円)	8,955,000	8,910,000	45,000	
	豊島岡女子 学園	豊島岡女子学 園高等学校	生徒数(人)	189	188	1	
			補助金額(円)	8,505,000	8,460,000	45,000	
	中延学園	朋優学院高等 学校	生徒数(人)	304	303	1	
			補助金額(円)	13,680,000	13,635,000	45,000	
	明星学園	明星学園高等 学校	生徒数(人)	206	205	1	
			補助金額(円)	9,270,000	9,225,000	45,000	
	明治学院	明治学院高等 学校	生徒数(人)	202	201	1	
			補助金額(円)	9,090,000	9,045,000	45,000	
	補助金額合計(円)				86,510,000	85,675,000	835,000

(注) 平成12年度分の補助金について、学校法人安田商工教育会においては、補助対象生徒が1名減ることに伴い、表10の の算定により補助金が40万円減少する。

ウ 国際化推進補助に係る補助対象生徒の把握を適正に行うべきもの

都は、私立高等学校等が海外に在留していた児童又は生徒の受入れを行っている場合は、私立学校経常費補助の特別補助として国際化推進補助を設け、1人当たり9万円交付している。

この補助は、日本国籍を有し、かつ、海外に所在する機関・事業所等に勤務若しくは、海外に在留していた者又は現在在留している者の子で、当該年度の5月1日現在、引き続き1年を超える期間海外に在留し、かつ、帰国後3年以内(平成13年度補助条件:10年5月以降に帰国)の児童又は生徒であることを要件としている(経常費補助要綱第6-1の(2)のオの(ウ))。

ところで、平成13年度の同補助金の交付状況を見たところ、学校法人田村学園は、多摩大学附属聖ヶ丘高等学校において、補助対象とした6名のうちの1名については帰国後3年を超えており(平成10年4月帰国)、その結果、補助金9万円が過大に交付されている。

学校法人は、補助対象となる生徒の把握を適正に行われたい。

また、局は、同補助金の審査を適切に行うとともに、過大に交付した補助金の返還を求められたい。

(学校法人田村学園)

(生活文化局)

エ 40人学級編制推進補助に係る補助対象学級数の把握を適正に行うべきもの

都は、私立高等学校等の年度当初における学級編制において、1学級当たりの実生徒数が40人以下の場合は、私立学校経常費補助の特別補助として1学級につき、高等学校の場合60万円、中学校の場合20万円を補助している(経常費補助要綱第6-1の(2)の力)。

ところで、補助対象の基準としている年度当初の1学級当たりの実生徒数を見たところ、表12に記載した学校法人において、各学級の生徒数を把握すべき基準日を誤って5月1日現在としたことなどにより、申請した40人学級数に誤りが生じ、その結果、補助金380万円が過大に交付されている。

各学校法人は、年度当初の学級編制における1学級当たりの実生徒数が40人以下である学級数の把握を適正に行われたい。

また、局は、同補助金の審査を適切に行うとともに、過大に交付した補助金の返還を求められたい。

(学校法人世田谷学園)

(学校法人日本体育会)

(学校法人田村学園)

(生活文化局)

(表12) 40人学級編制補助に係る補助対象学級数

年度	法人名	学校名	申請した40人学級数			過大となった 補助金
			誤	正	差	
平成12年度	世田谷学園	世田谷学園中学校	4	3	1	20万円×1学級=20万円
	日本体育会	日体荏原高等学校	9	4	5	60万円×5学級=300万円
平成13年度	田村学園	多摩大学目黒高等学校	12	11	1	60万円×1学級=60万円
合計						380万円

(別表) 学校法人別補助金一覧

(単位:千円)

学校法人名	平成13年度				合計
	経常費補助	経常費以外の補助	計	結核予防費補助	
麻布学園	479,301	3,359	482,660	188	482,848
足立学園	375,546	13,377	388,923	109	389,032
大妻学院	663,810	12,025	675,835	2,476	678,311
大森学園	558,704	27,447	586,151	0	586,151
開成学園	509,558	5,545	515,103	223	515,326
川村学園	653,081	9,015	662,096	478	662,574
錦城学園	716,886	27,536	744,422	221	744,643
京華学園	774,565	28,893	803,458	199	803,657
恵泉女学園	397,302	9,962	407,264	760	408,024
京北学園	482,784	15,943	498,727	0	498,727
香蘭女学校	307,955	7,380	315,335	113	315,448
国士館	421,642	14,769	436,411	3,569	439,980
五島育英会	841,091	10,857	851,948	2,067	854,015
駒澤学園	431,620	7,027	438,647	694	439,341
駒場学園	415,221	13,948	429,169	167	429,336
実践学園	427,288	26,940	454,228	0	454,228
実践女子学園	549,948	9,074	559,022	1,699	560,721
芝浦工業大学	319,333	11,246	330,579	1,208	331,787
自由ヶ丘学園	302,453	14,170	316,623	0	316,623
自由学園	356,485	2,671	359,156	147	359,303
順天学園	366,872	5,268	372,140	131	372,271
松蔭学園	307,610	6,043	313,653	65	313,718
城西学園	406,598	9,195	415,793	131	415,924
白梅学園	388,564	12,537	401,101	433	401,534
菅生学園	544,593	26,490	571,083	185	571,268
駿台学園	335,533	21,872	357,405	106	357,511
成蹊学園	643,000	4,160	647,160	2,978	650,138
成城学校	530,036	8,631	538,667	178	538,845
成徳学園	336,107	4,815	340,922	51	340,973
青蘭学院	489,118	9,219	498,337	70	498,407
世田谷学園	427,487	7,570	435,057	0	435,057
高輪学園	380,153	5,219	385,372	156	385,528
玉川学園	640,706	4,983	645,689	2,416	648,105
田村学園	817,278	15,804	833,082	635	833,717
中央大学	749,446	30,514	779,960	8,188	788,148
調布学園	394,204	3,352	397,556	155	397,711
帝京大学	307,561	5,362	312,923	2,730	315,653
戸板学園	282,357	6,539	288,896	363	289,259
東京学園高等学校	316,467	12,615	329,082	79	329,161
東京純心女子学園	292,770	7,156	299,926	225	300,151
東京成徳学園	730,320	23,367	753,687	432	754,119
桐朋学園	1,339,774	17,327	1,357,101	997	1,358,098
豊島岡女子学園	497,343	11,404	508,747	235	508,982
獨協学園	396,491	10,155	406,646	142	406,788
中延学園	303,164	17,826	320,990	177	321,167
日本体育会	688,241	40,751	728,992	2,269	731,261
日本文華学園	301,156	12,259	313,415	77	313,492
文京学園	638,360	15,248	653,608	613	654,221
明星学園	521,395	13,285	534,680	99	534,779
三輪田学園	313,498	9,758	323,256	125	323,381

(別表) 学校法人別補助金一覧

(単位:千円)

学校法人名	平成13年度				合計
	経常費補助	経常費以外の補助	計	結核予防費補助	
武蔵野学院	516,859	35,532	552,391	0	552,391
武蔵野女子学院	486,855	9,475	496,330	1,683	498,013
村井学園	401,386	23,569	424,955	120	425,075
明治学院	687,285	13,971	701,256	1,745	703,001
明昭学園	381,563	29,540	411,103	137	411,240
目黒学院	481,318	11,585	492,903	0	492,903
守屋育英学園	639,523	44,215	683,738	188	683,926
守屋教育学園	431,309	5,924	437,233	165	437,398
八雲学園	325,952	5,880	331,832	0	331,832
安田商工教育会	715,184	25,636	740,820	193	741,013
矢野学園	604,713	37,114	641,827	187	642,014
山崎学園	483,221	10,641	493,862	173	494,035
立教女学院	423,027	15,320	438,347	261	438,608
渡辺学園	523,914	18,577	542,491	1,342	543,833
相原保善学園	34,172	263	34,435	0	34,435
旭幼稚園	35,438	563	36,001	0	36,001
芦川学園	33,106	1,404	34,510	0	34,510
淡島学園	34,694	1,013	35,707	0	35,707
市川学園	36,413	713	37,126	0	37,126
永明学院	33,843	263	34,106	0	34,106
大泉菁莪学園	43,939	263	44,202	0	44,202
大原学園	33,897	263	34,160	0	34,160
加藤育英学園	33,385	252	33,637	0	33,637
岸野学園	33,882	1,013	34,895	0	34,895
高麗学園	33,417	263	33,680	0	33,680
雀村学園	39,038	1,404	40,442	0	40,442
照徳学園	38,075	863	38,938	0	38,938
須賀学園	35,446	252	35,698	0	35,698
須田学園	32,895	863	33,758	0	33,758
聖心学園	40,119	2,025	42,144	0	42,144
聖フランシスコ学園	35,804	263	36,067	0	36,067
清麗学園	37,643	1,013	38,656	0	38,656
洗心学園	36,197	1,013	37,210	0	37,210
宝田学園	38,218	1,013	39,231	0	39,231
田澤学園	40,409	1,002	41,411	0	41,411
田辺学園	34,464	1,013	35,477	0	35,477
調布星美学園	34,823	1,404	36,227	0	36,227
東京内野学園	39,585	1,013	40,598	0	40,598
東京音楽学院	77,786	1,500	79,286	0	79,286
成増すみれ学園	35,038	863	35,901	0	35,901
野澤学園	48,177	713	48,890	0	48,890
野村学園	43,819	1,013	44,832	0	44,832
みのり幼稚園	35,041	563	35,604	0	35,604
宮村学園	34,813	1,013	35,826	0	35,826
向台学園	34,299	713	35,012	0	35,012
大和学園	38,719	263	38,982	0	38,982
六郷学園	49,553	863	50,416	0	50,416
榎本学園	0	106,911	106,911	0	106,911
東京綜合食品学園	0	47,315	47,315	0	47,315
山野学苑	0	121,433	121,433	947	122,380
計	33,039,031	1,239,464	34,278,495	45,900	34,324,395

社会福祉法人東京都社会福祉協議会

第1 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

社会福祉法人東京都社会福祉協議会(以下「東社協」という。)は、昭和26年1月に設立(社会福祉法人の認可は昭和30年11月)された団体で、東京都における社会福祉事業そのほかの社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、主として次の事業を行っている。

- ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- エ 社会福祉を目的とする事業を営業者への支援に関する事業
- オ 区市町村社会福祉協議会(以下「区市町村社協」という。)の相互の連絡及び事業の調整
- カ 地域福祉権利擁護事業
- キ 生活福祉資金貸付事業
- ク 東京ボランティア・市民活動センターの運営

(2) 都との関係

都は、東京都社会福祉協議会一般事業運営ほか16事業に対し、各補助金交付要綱に基づき、東社協の事業に必要な資金、事務費等として、表1のとおり、平成12年度13億4,151万余円、平成13年度107億5,399万余円の補助金を交付している。

(表1) 補助金交付状況一覧

事業名		補助金額		内 容	補 助 率	備 考
1	一般事業運営	平成	千円	東社協の一般事業運営に対する補助 職員人件費(18名分)	人件費 10/10 事務事業費 1/2	
		12年度	157,178			
		平成	千円	総合的企画、連絡調整等の事業費 事務室賃借料等	維持管理費 10/10 (都単独補助)	
		13年度	161,045			
2	ふれあいの まちづくり事業	平成	千円	区市町村社協が実施するふれあいの まちづくり事業に係る事業費に対す る補助	10/10 (国1/3 都1/3 区市町 村1/3)	
		12年度	73,516			
		平成	千円	ふれあいのまちづくり事業の効果的 実施の確保を図り、区市町村社協の 地域福祉活動の支援と民間福祉サー ビス事業者等の参画を促進する総合 支援事業に対する補助	10/10 (国1/2 都1/2)	平成12年 度は区市 町村社協 総合支援 事業
		13年度	62,670			
3	地域福祉推進 支援事業	平成	千円	社会福祉施設の安定的な経営と入所 者処遇の向上等のために行う、専門 事務費に対する補助	10/10 (国1/2 都1/2)	
		12年度	4,179			
		平成	千円	児童福祉施設等退所児童の就職、進 学、住居入居に伴う身元保証及び連 帯保証制度の運営実施に係る経費に 対する補助	10/10 (都単独補助)	
		13年度	4,179			
4	福祉施設 経営指導事業	平成	千円	児童の体力向上と施設相互の理解と 親睦を深めるために実施する競技大 会の運営費に対する補助	10/10 (都単独補助)	
		12年度	11,028			
		平成	千円	障害者等が安心して授産活動が続け られるよう、授産製品のカタログ作 成及び配布の実施に係る経費に対す る補助	10/10 (国1/2 都1/2)	平成13.14 年度事業
		13年度	9,797			
5	自立援助促進事業	平成	千円	低所得者等の経済的自立、生活意欲 の助長促進、在宅福祉、社会参加の 促進を図るために実施する資金貸付 事業に要する貸付資金に対する補助	10/10 (国1/2 都1/2)	平成13年 分利子補 給分含む (144)
		12年度	1,731			
		平成	千円	生活福祉資金貸付事業に要する貸付 事務費に対する補助	10/10 (国1/2 都1/2)	
		13年度	1,040			
6	児童福祉施設 競技大会	平成	千円	失業により生計の維持が困難な世帯 に対し、再就職までの生活資金を貸 付け、世帯の自立を支援するために 実施する貸付事業に要する貸付資金 に対する補助	10/10 (国3/4 都1/4)	平成14年3 月開始
		12年度	2,000			
		平成	千円	生活福祉資金(離職者支援資金)貸 付事業に要する貸付事務費に対する 補助	10/10 (国1/2 都1/2)	平成14年3 月開始
		13年度	2,000			
7	授産活動活性化 特別対策事業	平成	千円	生活福祉資金(離職者支援資金)貸 付事業に要する貸付事務費に対する 補助	10/10 (国1/2 都1/2)	
		12年度	-			
		平成	千円	生活福祉資金(離職者支援資金)貸 付事業に要する貸付事務費に対する 補助	10/10 (国1/2 都1/2)	
		13年度	7,500			
8	生活福祉資金 貸付事業 (貸付資金)	平成	千円	生活福祉資金(離職者支援資金)貸 付事業に要する貸付事務費に対する 補助	10/10 (国1/2 都1/2)	
		12年度	595,520			
		平成	千円	生活福祉資金(離職者支援資金)貸 付事業に要する貸付事務費に対する 補助	10/10 (国1/2 都1/2)	
		13年度	43,809			
9	生活福祉資金 貸付事業 (事務費)	平成	千円	生活福祉資金(離職者支援資金)貸 付事業に要する貸付事務費に対する 補助	10/10 (国1/2 都1/2)	
		12年度	65,416			
		平成	千円	生活福祉資金(離職者支援資金)貸 付事業に要する貸付事務費に対する 補助	10/10 (国1/2 都1/2)	
		13年度	58,262			
10	生活福祉資金 (離職者支援資金) 貸付事業 (貸付資金)	平成	千円	生活福祉資金(離職者支援資金)貸 付事業に要する貸付事務費に対する 補助	10/10 (国1/2 都1/2)	
		12年度	-			
		平成	千円	生活福祉資金(離職者支援資金)貸 付事業に要する貸付事務費に対する 補助	10/10 (国1/2 都1/2)	
		13年度	10,000,000			
11	生活福祉資金 (離職者支援資金) 貸付事業 (事務費)	平成	千円	生活福祉資金(離職者支援資金)貸 付事業に要する貸付事務費に対する 補助	10/10 (国1/2 都1/2)	
		12年度	-			
		平成	千円	生活福祉資金(離職者支援資金)貸 付事業に要する貸付事務費に対する 補助	10/10 (国1/2 都1/2)	
		13年度	2,000			

(表1-2) 補助金交付状況一覧

事業名		補助金額		内 容	補 助 率	備 考
12	地域福祉 権利擁護事業	平成 12年度	千円 207,832	判断能力が不十分な痴呆性高齢者、 知的障害者及び精神障害者等のため の福祉サービス利用援助事業等に対 する補助 人件費、事務事業費、委託費	10/10 (国1/2 都1/2)	
		平成 13年度	千円 181,448			
13	障害者 特別相談事業	平成 12年度	千円 1,100	障害者の人権や権利の擁護を図るた めに実施する電話相談窓口の設置、 弁護士等による専門的な相談に係る 経費に対する補助	10/10 (国1/2 都1/2 変動あり)	
		平成 13年度	千円 1,100			
14	精神障害者 権利擁護 法律相談事業	平成 12年度	千円 -	判断能力が不十分な精神障害者の権 利侵害に対する法律相談及び相談内 容の解決に向けた援助事業に対する 補助 人件費、事務事業費等	10/10 (国1/2 都1/2 変動あり)	(健康局) 平成12年 度は(12) 地域福祉 権利に含 む
		平成 13年度	千円 9,367			
15	苦情対応事業	平成 12年度	千円 10,930	福祉サービス利用援助事業の適正な 運営及び安心して福祉サービスを利用 する際の相談・苦情に係る経費に 対する補助 人件費、事務事業費等	10/10 (国1/2 都1/2)	平成12年 6月開始
		平成 13年度	千円 12,524			
16	東京ボランティア・ 市民活動 センター事業	平成 12年度	千円 196,929	東京ボランティア・市民活動センタ ー運営費補助 人件費(16人)、事務室使用料等、 各種事業費	10/10 (国1/2 都1/2)	(生活文化局)
		平成 13年度	千円 188,405			
17	ボランティア保険 掛金助成	平成 12年度	千円 14,151	ボランティア活動中の事故に対して 補償を行うためのボランティア保険 掛金の助成	区市町村社協の登録者 1/2(都単独補助) 広域活動推進団体の登録 者 10/10(都単独補助)	平成13年 度で終了
		平成 13年度	千円 8,847			
合 計		平成 12年度	千円 1,341,510			
		平成 13年度	千円 10,753,993			

2 組 織

東社協は、事務所を新宿区神楽河岸1番1号に置き、役員45名(会長1名、副会長4名、常務理事(副会長が兼任)、理事37名、監事3名(うち非常勤役員44名))、評議員85名、参与10名及び職員120名で、事務局は、3部(総務部ほか)、3センター(東京ボランティア・市民活動センターほか)をもって構成されている。

第2 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成12年度及び平成13年度の補助対象事業について実施した。

2 実地監査期間

- (1) 福祉局 平成14年12月2日及び12日
- (2) 生活文化局 平成14年12月2日及び12日
- (3) 健康局 平成14年12月2日及び12日
- (4) 東社協 平成14年12月3日から同月10日まで

第3 監査の結果

1 事業実績について

平成12年度及び平成13年度における補助事業の主な実績は、表2のとおりであり、事業は別項指摘に関するものを除き、補助目的に沿って適正に執行されている。

(表2) 補助事業実績一覧

事業名	主な事業執行状況		
1 一般事業運営	平成12年度	人件費 131,194 千円(17名分)	事務事業費 25,984 千円
	平成13年度	135,591 千円(18名分)	25,454 千円
2 ふれあいのまちづくり事業	平成12年度	12 地区(港区、新宿区、渋谷区、板橋区、足立区、立川市、日野市、狛江市、稲城市、町田市、西東京市、東大和市各社協)	
	平成13年度	10 地区(新宿区、渋谷区、板橋区、足立区、立川市、日野市、狛江市、稲城市、町田市、西東京市)	
3 地域福祉推進支援事業	平成12年度	区市町村社協 強化推進事業 2,465 千円	ふれあいのまちづくり 推進指導事業 1,714 千円
	平成13年度	4,179 千円	
4 福祉施設経営指導事業	平成12年度	一般相談(専任相談員・常勤1名) 相談件数 140 件	特別相談(専門相談員・非常勤3名) 相談件数 301 件
	平成13年度	824 件	221 件
5 自立援助促進事業	平成12年度	就職時の身元保証 16 件	進学時の身元保証 4 件
	平成13年度	23 件	5 件
6 児童福祉施設競技大会	平成12年度	4 競技6回、延79施設、延1,417人(付添い含む)	
	平成13年度	4 競技6回、延80施設、延1,492人(付添い含む)	
7 授産活動活性化特別対策事業	平成13年度	カタログ作成掲載 84 件	

(表2-2) 補助事業実績一覧

事業名		主な事業執行状況					
8	生活福祉資金	貸付件数及び貸付金額					
	貸付事業	平成12年度	2,119 件 (1,232,860 千円) (三宅特例分含む: 750件、75,000千円)				
	(貸付資金)	平成13年度	1,186 件 (1,052,938 千円)				
9	生活福祉資金	貸付事務費		区市町村社協事務費	民生委員実費弁償等		
	貸付事業	平成12年度	31,087 千円	5,583 千円	28,746 千円		
	(事務費)	平成13年度	24,512 千円	5,004 千円	28,746 千円		
10	生活福祉資金	貸付件数及び貸付金額					
	(離職者支援資金) 貸付事業 (貸付資金)	平成13年度	3 件 (1,800千円)				
11	生活福祉資金	貸付事務費		区市町村社協事務費	民生委員実費弁償等		
	(離職者支援資金) 貸付事業 (事務費)	平成13年度	2,000 千円	0 千円	0 千円		
12	地域福祉	契約締結件数					
	権利擁護事業	平成12年度	44 件	8 件	7 件	1 件	60 件
		平成13年度	138 件	12 件	17 件	1 件	168 件
13	障害者	平成12年度	54 件				
	特別相談事業	平成13年度	135 件				
14	精神障害者	法律相談等		その他相談	人件費 (非常勤相談員等)	事務事業費等	
	権利擁護 法律相談事業	平成13年度	729 件	1,286 件	7,298 千円	2,069 千円	
15	苦情対応事業	相談		人件費	事務事業費等		
		平成12年度	20 件	6,986 千円	3,944 千円		
		平成13年度	59 件	8,959 千円	3,565 千円		
16	東京ボランティア ・市民活動 センター事業	人件費 (16人)		事務事業費			
		平成12年度	62,945 千円	133,984 千円			
		平成13年度	63,186 千円	125,219 千円			
17	ボランティア保険 掛金助成	区市町村社協登録ボランティア		広域活動推進団体登録ボランティア			
		平成12年度	71,466 人	11,436 人			
		平成13年度	59,861 人	0 人			

2 指 摘 事 項

(1) 団 体 関 係

ア 印刷製本請負契約に係る事務処理を適正に行うべきもの

東社協は、生活文化局所管の補助事業である「東京ボランティア・市民活動センター事業」の一環として、「東京ボランティア・市民活動センター研究年報 2001」を作成するため、平成14年3月7日に印刷物作成契約(履行期限：平成14.3.30、契約金額：44万1,000円)をAと締結している。

ところで、契約の履行状況を確認したところ、監査日(平成14.12.10)現在、成果物は納品されておらず、実際に納品されたのは平成14年12月17日であることが認められた。

しかしながら、東社協は、契約の履行期限内に成果品の納品があったとして、平成14年3月25日に契約代金を支払っているのは適正でない。

東社協は、印刷製本請負契約に係る事務処理を適正に行われたい。

(社会福祉法人東京都社会福祉協議会)

(2) 共 通 関 係

ア 非常勤専門相談員に係る報酬の支払を適正に行うべきもの

福祉局は、社会福祉施設に対する福祉施設経営指導員による指導・援助体制を整備し、もって社会福祉施設の施設運営全般の質的向上に資することを目的として、東社協が実施している「福祉施設経営指導事業」に対し、福祉施設経営指導事業補助要綱に基づき、平成12年度1,102万余円、平成13年度979万余円の補助金を交付している。

ところで、東社協の福祉施設経営指導員4名のうち、常勤の1名を除く3名の非常勤専門相談員(以下「専門相談員」という。)の報酬については、東京都社会福祉協議会非常勤職員任用及び報酬等規則に基づいて、会長が定めることとされており、会長は、平成13年度における専門相談員の勤務日数を週1日、報酬を日額1万9,000円と定めている。

しかしながら、平成13年度の専門相談員の報酬支払状況について見たところ、勤務日数の把握に当たり相談件数を勤務日数に換算しているなど、報酬支払額算定の基礎が明確となっていないのは適正でない。

東社協は、専門相談員に係る報酬の支払を適正に行われたい。

また、局は、東社協に対して適切な指導を行われたい。

(福 祉 局)

(社会福祉法人東京都社会福祉協議会)